

広島県立視覚障害者情報センターに係る指定管理者の候補者の選定について

障害者支援課

広島県立視覚障害者情報センターの指定管理者について、広島県指定管理者選定委員会広島県視聴覚障害者情報提供施設部会（以下「視聴覚障害者センター部会」という。）での審査を踏まえ、指定管理者の候補者を次のとおり選定した。

1 指定管理者候補者

候補者	社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会
代表者	会長 橘高 則行
住所	広島県広島市東区戸坂千足2丁目1番5号
指定期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日（予定）
申請提案額	194,215千円（予定）

【選定理由】

視聴覚障害者センター部会において、応募者から提出された事業計画書及びヒアリングにより、提案内容を審査基準に基づき審査を行った。

その結果、利用者のニーズを捉えたサービスの提供等により、広島県立視覚障害者情報センターの指定管理者として適切な団体と評価され、指定管理者候補者として選定された。

2 施設の概要

所在地	広島県広島市東区戸坂千足2丁目1番5号
施設の設置目的	無料又は定額な料金で、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物を視覚障害者の利用に供するため
現指定管理者	社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会

3 応募者

応 募 者 名	所 在 地	代 表 者 名
社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会	広島県広島市東区戸坂千足2丁目1番5号	橘高 則行

4 広島県立視覚障害者情報センター指定管理者選定状況

(1) 広島県視聴覚障害者情報提供施設部会委員

部 会 長	岡峯 美智子（広島県健康福祉局障害者支援課長）	
委 員	神岡 遼 （クレジオ・パートナーズ株式会社） 佐藤 裕幸 （広島県民生委員児童委員協議会 会長） 清水 美穂 （しみずハート社会保険労務士事務所） 竹林地 毅 （広島都市学園大学 教授） 林 誠 （広島県身体障がい者施設協議会 会長）	※ 委員の順番は50音順

(2) 審査基準及び結果等

点字刊行物及び視覚障害者用の録音物を視覚障害者の利用に供するという施設の設置目的を実現するため、利用者のニーズを捉えたサービスの提供を行う観点から、『Ⅰ 利用者サービスの向上・確保』及び『Ⅱ 利用促進、新たなイベント提案』に重点をおいて審査を行った。

審査基準	審査の項目	配点 ウェイト	応募者 (※応募名は 3のとおり)	評価及び選定理由
Ⅰ 利用者サービスの向上・確保	・開館日、利用時間などは、利用者のニーズに的確に応えたものか ・施設及び付属設備の利用について円滑に管理運営される見込みか ・利用者等からの要望や苦情等への的確な対応ができるか ・利用者の安全対策が取られているか（緊急時の避難体制等を含む） ・個人情報の取扱いが適切に行える見込みか	20	15.5	○利用者満足度調査やイベント開催時におけるアンケート調査により、利用者ニーズを把握し、施設の運営に反映するよう努めており、次期計画では、利用者の意見を踏まえ、センターの利用が難しい県東部でのイベント実施を計画していると説明があった。 ○災害発生時に迅速に行動できるよう自衛防災組織やマニュアルを作成し、定期的に訓練を行うとともに、BCP（業務継続計画）を作成し、緊急時体制を整備し対応していると説明があった。
Ⅱ 利用促進、新たなイベント提案	・利用状況等の目標設定は適切かつ現実的か ・利用促進策、利用者増への取組がなされているか ・広報活動等に係る内容（計画）は適切か ・施設の効用発揮のための魅力的な提案がなされているか ・県施策への協力等に係る考え方はどうか ・図書や利用手段のデジタル化等利便性の向上が図られているか	20	15.1	○利用促進の一環として、利用者からの要望が多い録音図書のデジタル化を推進するとともに、視覚障害者等情報総合ネットワーク「サピエ」を活用して、全国の点字図書館や公立図書館等の所蔵する障害者用複製図書の利用者への提供を推進すると説明があった。 ○デジタル化への対応として、利用者の希望やスキルの習得状況を調査して、今後の図書提供等のサポート方法の検討に活かしてはどうかと意見があった。 ○県内公立図書館と連携し、県内在住の視覚障害以外の読字に困難がある方（ディスレクシア等）への読書支援を推進すると説明があった。 ○また、ホームページのリニューアルや、メーリングリストを活用した即時性の高い生活情報等の発信を行うとの説明があった。

Ⅲ 維持管理水準 の妥当性	・施設の修繕や設備交換に関する取組がなされているか ・警備・清掃等は仕様書基準を満たしているか ・設備・機器等の保守点検は仕様書基準を満たしているか	10	7.5	○建物及び設備に修繕の必要が発生した場合、軽微なものは速やかに修繕し、大規模な修繕を要する事案については、県と協力し対応するとの説明があった。
Ⅳ 申請者の経営 状況・信頼性	・職員の執行体制（安全管理・労災）が安定し、配置数は適正か ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率を達成しているか ・責任者常駐の有無等、責任体制は確保されているか ・有資格者、経験者の配置状況は適切か ・業務や安全管理等に対する職員研修等の充実度かどうか ・再委託を行う場合の内容及び委託先は適切か ・不測の事態への対応（保険等）はどうか ・財務状況は健全か ・労務管理における法令遵守がなされているか	15	11.8	○司書資格、防火管理者資格を持つ者が配置されている証拠書類の提出があった。 ○財務状況は健全であると評価された。 ○ハラスメント対策について、ハラスメント防止規程を設けて対応していると説明があった。
Ⅴ 申請者の取組 姿勢	・施設の目的・公共性の理解度はどうか ・地域や関係団体等との連携体制が取れるか ・事業計画やプレゼンにおける申請者の取組姿勢はどうか	15	13.3	○申請者は視覚障害者の福祉の向上に長年取り組んでいる社会福祉法人であり、図書の点訳・音訳化及びデジタル化を推進していく上で、組織としてのメリットを生かせる団体であると評価された。
Ⅵ 申請提案額（金 額評価）	最低提案額/申請提案額×10 （※ 小数点第1位まで求める。 小数点第2位切捨て） （指定管理期間の全体額（5年間分を合算）） なお、申請者の提案額が、管理費用基準額を上回る場合は失格	10	10	○提案額は管理費用基準内であった。 ○申請者が1者のみであり、最低提案金額と申請者の提案金額が一致するため、10点と評価された。

Ⅶ 申請提案額の 実現性	・申請提案額と事業計画は整合しているか ・経費の効率化の方策の内容はどうか	10	8	○事務の合理化と管理経費の節減に努めていくとの説明があった。
合 計 点 数		100	81.2	

※本結果は、6名の委員の平均点によるものである。